11：市民の司法参加制度としての裁判員裁判

概　要		一般市民の感覚の反映や、主体的・実質的関与の確保を目的・動機の一つとして導入された裁判員制度が始まって7年目となります。これまでの裁判員制度の経験において、裁判官と一般市民との間の意識・感覚のギャップが刑事裁判において具体的にどのように現れているのか、そして、そのギャップがどのように刑事司法に影響を与えているのか、皆さん自身が裁判員裁判のあり方を考察するための前提となるトピックを取り上げます。	
会　場		東千田キャンパス　（302講義室）	
時　間		13時00分　～　16時50分	
定員／対象		50名 ／ どなたでも	
1回	9/26（土）	**裁判員裁判における当事者の訴訟活動**	法務研究科 教　授　久保 豊年
		裁判員裁判では、検察官や弁護人の法廷での言動が何の為に行われているのかがよく分からなかったという感想を述べる裁判員の方が少なからずおられます。冒頭陳述や証人尋問など当事者の立場から何を伝えようとしているのかについて易しく解説してみたいと思います。	
2回		**裁判員裁判と法解釈**	法務研究科 教　授　秋野 成人
		裁判員裁判では裁判員による法適用において、わかりやすくすることで納得して事件解決に臨んでもらわなければならない一方で、法適用の前提となる法解釈はその緻密さが要請されます。法解釈が法適用のわかりやすさによる影響を受けて変容を起こすのかを考えてみます。	
3回		**裁判員裁判と刑事責任能力判断**	法務研究科 准教授　日山 恵美
		刑事責任能力の判断は、法的な専門的知見のみならず精神医学・心理学の専門的知見の理解も必要とされますが、一般市民の意識に根ざしたものでなければならないはずです。裁判員裁判において、専門的知識の少ない一般市民が主体的に判断できるために必要なことについて考えてみたいと思います。	
4回		**裁判員裁判と事実誤認**	法務研究科 教　授　大久保 隆志
		裁判員裁判での無罪判決（第一審判決）を職業裁判官で構成する高裁が事実誤認を理由として破棄した事件に関する近時の4つの最高裁決定・判決を素材として、無罪と有罪の分かれ目を考えてみたいと思います。	

講座内容に関する問合せ　東千田地区支援室　電　話：082－542－7087
メール：houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp